

○不破消防組合公告式条例

昭和43年5月1日条例第2号

改正

昭和49年4月1日条例第1号

昭和53年3月23日条例第3号

(総則)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例及び規則の公布)

第2条 条例又は規則を公布するときは、番号、公布文及び年月日を記入し、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例又は規則の公布は、次に掲げる掲示場に掲示して行う。

東消防署前掲示場

西消防署前掲示場

(規程の公表)

第3条 前条の規定は、管理者の定める規程で公表を要するものに準用する。

(その他の公表)

第4条 管理者その他組合の期間が行う処分等で公表を要するものは第2条第2項に定める掲示場に掲示するものとする。

附 則

この条例は、昭和43年5月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第1号)

この条例は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第3号)

この条例は公布の日から施行する

